（食事付宿泊費）

第五条　宿泊供与に併せてその期間中規則第百十六条第二号の規定による措置（以下「食事付宿泊供与」という。）に要する費用の支弁は、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額とする。

一級地	二級地	三級地
二、〇四八円	一、九四五円	一、八四二円

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

級地別＼地区別	一区	二区	三区
一級地	二二五円	一〇五円	六二円
二級地	二〇五円	九五円	五七円
三級地	一八四円	八五円	四九円

（委託事務費）

第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
四、二六三円	四、一六一円	四、一三五円	四、〇五八円	四、〇〇七円	三、九〇五円

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市	上記以外の市町村
三、八二八円	三、七五二円

（食事付宿泊費）

第五条　宿泊供与に併せてその期間中規則第百十六条第二号の規定による措置（以下「食事付宿泊供与」という。）に要する費用の支弁は、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額とする。

一級地	二級地	三級地
二、〇二一円	一、九一〇円	一、八〇八円

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

級地別＼地区別	一区	二区	三区
一級地	二二一円	一〇三円	六一円
二級地	二〇二円	九四円	五六円
三級地	一八一円	八三円	四八円

（委託事務費）

第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
四、二六〇円	四、一五八円	四、一三二円	四、〇五五円	四、〇〇四円	三、九〇二円

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市	上記以外の市町村
三、八二五円	三、七四八円